

京都大学生態学研究センター図書室利用規定

第1条 京都大学生態学研究センター図書室の利用については、この利用規定の定めるところによる。

第2条 開室時間と休室

(1) 開室時間

9時から16時まで（但し、12時から13時までは休室とする）

(2) 休室

- 1. 土曜、日曜、祝日、年末年始は休室とする。
- 2. その他、臨時に休室することがある。

第3条 利用者

(1) 図書室を利用できる者（以下「利用者」という）は、次の号に掲げるとおりとする。

- 1. 本センターの構成員
- 2. 本センターの協力研究員および共同研究に採択された研究の研究代表者および研究分担者
- 3. 上記以外で京都大学に所属する者
- 4. その他の一般利用者

(2) 利用者は開室時間内において、図書室資料を閲覧できる。

第4条 閲覧：図書閲覧は、所定の場所で行わなければならない。

第5条 閲覧の制限：次の号に掲げる場合においては閲覧を制限することができる。

- (1) 図書に独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「情報公開法」という。）第5条第1号、第2号及び第4号イに掲げる情報が記録されていると認められる場合における当該情報が記録されている部分
- (2) 図書の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に個人又は情報公開法第5条第2号に規定する法人等から寄贈又は寄託を受けている場合における当該期間が経過するまでの間
- (3) 図書の原本を利用させることにより当該原本の破損若しくはその汚損を生じるおそれがある場合又は図書が現に使用されている場合

第6条 貸出

- (1) 三- (1) -1. に該当する者には、所定の手続きにより、貸出する。
- (2) 三- (1) -2. に該当する者は、身分証の提示の上、所定の手続きにより図書を貸出する。
- (3) 三- (1) -3. に該当する者は、京都大学発行の身分証の提示の上、所定の手続きにより図書を貸出する。

- (4) 貸出は単行本に限り、期間は2週間、貸出冊数は5冊までとする。
- (5) 特別の事情がある場合は、図書委員の許可を得て、借用期間の延長、借用冊数の増が可能である。
- (6) 貴重図書、参考図書、破損の著しいものは貸出できない。ただし、センター長の許可が得られる場合はこの限りではない。
- (7) 蔵書点検等にあたって図書室より要請のあった場合は、借用期間内でも返却しなければならない。
- (8) 借用中の図書はいかなる場合であっても、転貸してはならない。

第7条 複写

- (1) 三-(1)-1.に該当する者は、本センター内において図書を複写することができる。
- (2) 三-(1)-2.に該当する者は、身分証の提示により本センター内において図書を複写することができる。
- (3) 三-(1)-3.に該当する者は、「京都大学文献複写利用書」の提示により本センター内において図書を複写することができる。

第8条 利用規定

図書を利用者の閲覧に供するため、この規定を常時閲覧室に備え付けるものとする。

第9条 特別利用の手続き

特別利用を希望する者は、京大大学生態学研究センター長に特別利用許可願(様式1)を提出して許可を受けなければならない。

第10条 利用の条件

- (1) 利用目的以外には使用しないこと。
- (2) 利用するデータ等に改変を加えないこと。また再複製、販売、譲渡しないこと。
- (3) 著作権及び肖像権に関する一切の責任は、申請者が負うこと。
- (4) 制作物には「京大大学生態学研究センター」提供の旨を明示すること。その他明示すべき事項の指示がある場合、それに従うこと。

第11条 個人情報漏えい防止のために必要な措置

図書室資料に個人情報(生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。)が記録されている場合には、当該個人情報の漏えいの防止のために次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 図書室の施設その他の物理的な接触の制限
- (2) 図書室資料に記録されている個人情報に対する不正アクセス(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年法律第128号)第3条第2項

- に規定する不正アクセスをいう。)を防止するために必要な措置
- (3) 図書室の職員に対する教育・研修の実施
 - (4) その他当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置

第12条 その他

- (1) 資料を紛失又は汚損した場合は、代本又は相当の代金で補わなければならない。
- (2) 図書室内は飲食、喫煙、携帯電話の利用を禁止する。
- (3) この利用規定に定めるところに違反した場合は、図書および図書室の利用を禁止することがある。

附則

この規定は平成13年4月1日から施行する。

附則

この規定は平成13年5月18日から施行する。

附則

この規定は平成16年4月1日から施行する。

附則

この規定は平成19年3月29日から施行する。

附則

この規定は平成22年5月21日から施行する。

附則

この規定は平成23年3月2日から施行する。

附則

この規定は平成24年4月1日から施行する。

附則

この規定は令和4年1月21日から施行する。